

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託
プロポーザル(公募型) 募集要領

令和7年12月8日
柏市こども部
子育て支援課
こども相談センター

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次の通りとする。

1 本業務委託等の目的、概要

(1) 件名

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託

(2) 遊具等設置場所

柏市十余二 313-92 (仮称) 柏市こども・若者相談センター

センターのイメージ図

(3) プロポーザルの目的

本遊具設置等業務委託は、屋内外にそれぞれ設置する遊びや交流の場への遊具の選定や設置を含めて、屋内外の空間を一体的かつ連動性をもってデザイン（設計）し、遊具を選定・設置するものである。遊具の選定や設置などにおいては、施設の目的のほか、屋内外を通して遊具利用者となる子どもたちが、障害の有無に関わらず、各年齢に応じて心身の発育や成長を促進できるよう考慮すること。

また、施設内における導線、安全性、維持管理の観点を含め多面的な効果を検証した提案を幅広く求めるものである。



2 施設及び遊具設置場所の概要

(1) 「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」の概要

児童相談所や若者支援等の機能を含む、子どもや若者への支援拠点として、令和8年度中の開設を予定。すべての子どもや若者、また子育て中の保護者が利用でき、遊びや交流を通じて、それぞれが抱えるあらゆる困りごとや悩みを気軽に相談できる環境を目指している。相談者や支援が必要な子ども等は、必要に応じて継続的に関わり、自立まで切れ目のない支援を提供していくもの。

※参考資料)

① 「(仮称) 柏市こども家庭総合支援センター 基本計画」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/23866/kihonkeikaku.pdf>

② 「(仮称) 柏市こども・若者総合支援センター 整備計画」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/23866/seibikeikaku.pdf>

③ 「基本設計の概要」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/24381/kihonsekkeigaiyo.pdf>

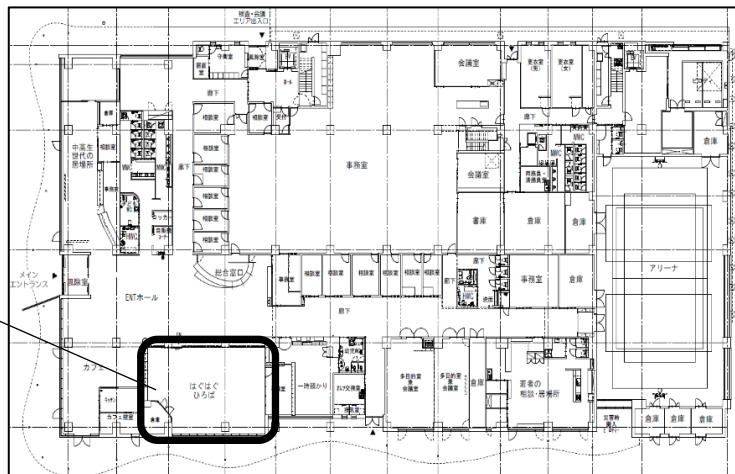
(2) 本委託の対象エリアの概要

本委託に基づきデザインをする空間は、以下の2エリア。概要は以下のとおり

①はぐはぐひろば（1階・屋内）

児童福祉法第6条の3第6項に基づく「地域子育て支援拠点事業」として整備する「はぐはぐひろば」と称する事業。地域の子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点であり、未就学児とその保護者同士が遊びを通じて交流したり、スタッフに育児の悩みを気軽に相談するなどにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する場とする。

はぐはぐひろば
対象面積 約135m²

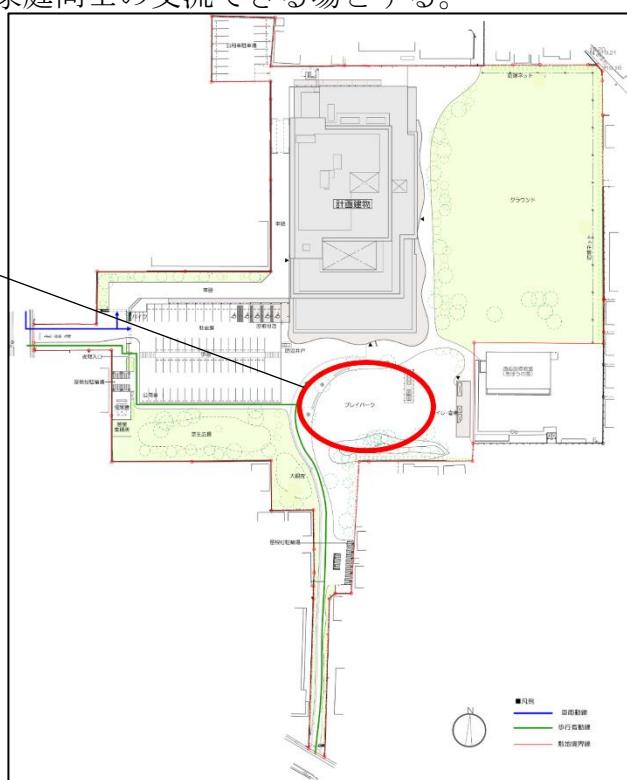


1階平面図

②プレイパークエリア（屋外）

屋外に、未就学から小学校低学年くらいまでを対象に、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての子どもが利用でき、遊具を通じて、子どもの発育を促すとともに、子ども同士や親子間、また子育て家庭同士の交流できる場とする。

プレイパークエリア
対象面積 約750m²



配置図

3 業務の概要

(1) 業務内容

別添「(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託プロポーザル(公募型) 仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

(2) 予定契約期間

契約締結日から令和9年2月27日まで

(3) 予定金額(上限金額)

89,000,000円(運搬設置費、消費税及び地方消費税を含む。)

内訳想定 屋内 38,000,000円

屋外 51,000,000円

なお、内訳はあくまで想定、目安であり、予定金額の総額内で屋内と屋外の内訳を変えることができる。ただし、屋内もしくは屋外に著しく偏ることがないようすること。

また、本案件については、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定しており、年度ごとの金額内訳は次のとおり。

年度	委託料
令和7年度	0円
令和8年度	89,000,000円

4 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 官公庁等が令和2年度以降に発注した同等業務(屋内及び屋外施設整備)について、元請として履行完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生の手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和62年4月1日制定)に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領(平成26年12月18日制定)に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 法人税、市税、消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者または公募日前6ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

5 全体スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始、現地見学会参加希望受付	令和7年12月 8日
参加意思表明書、現地見学会参加申込受付締切	令和7年12月 15日
参加資格要件確認結果通知	令和7年12月 19日
現地見学会	令和7年12月 22日～23日
質疑書の締切	令和7年12月 26日
質疑書に対する回答	令和8年 1月 13日
提案書等の提出締切	令和8年 1月 27日
プレゼンテーション審査	令和8年 2月 3日
プロポーザル方式結果通知	令和8年 2月 5日
契約日	令和8年 2月 27日

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。この場合、電子メールにて通知する。

6 参加意思表明について

(1) 期限

令和7年12月15日 午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式1）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- ウ 業務実績（様式3）及び実績を示す資料（仕様書、契約書の写し等）
- エ 現地見学会参加申込書（様式4）※希望がある場合のみ
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）
- カ 会社概要（様式5）

(3) 提出先及び提出方法

- ア 電子メールに提出書類ア～カを添付のうえ、次のメールアドレス宛に送信すること。
メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp
- イ メールの件名は「【遊具設置等】プロポーザル参加意思表明書等の提出について（○○（会社名））」とすること。
- ウ 提出書類のうち様式1及び2には押印のうえ、スキヤナ等を使用しPDF形式（白黒でも可）に変換すること。
- エ 提出した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。
- オ 提出書類のうち、様式1及び2の原本は、メールによる提出後令和7年12月17日までに郵送すること。

郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 小倉宛て

(4) 参加の可否

参加資格の審査を行い、参加の意思表明をした全ての者に対して、参加の可否を令和7年12月19日までにメールにより連絡する。

この時、現地見学会参加申込書（様式4）の提出があった場合は、見学日程を合わせて連絡する。

7 質疑について

(1) 質疑方法

- ア 質疑書（様式6）を電子メールで事務局あてに送付すること。
- イ メールの件名は「【遊具設置等】プロポーザルに関する質疑について（〇〇（会社名））」とすること。
メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp
- ウ 送付した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。
- エ 評価等に影響をおぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受け付けない。

(2) 質疑期間

令和7年12月19日から令和7年12月26日（午後5時）まで

(3) 回答方法

令和8年1月13日までに、参加の意思を表明した全ての者（辞退した者は除く）に対して質疑とその回答を電子メールにより随時連絡する。

(4) 留意事項

参加資格があると認められた者のみ質疑を提出することができるものとする。

8 辞退について

(1) 辞退方法

- ア 参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式7）を令和8年1月27日までに電子メールに添付の上提出（送信）すること。また、メールによる提出後、原本（紙）を令和8年2月2日までに郵送すること。なお、本市にメールが到着した場合において、参加の辞退は撤回することができない。
- イ メールの件名は「【遊具設置等】プロポーザル辞退届の提出について（〇〇（会社名））」とすること。
メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp
- ウ 郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 小倉宛て

9 提案書及び見積書の作成と提出

(1) 提案書（様式8：表紙のみ、提案内容は自由様式）の作成

- ア （別添1）「（仮称）柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託プロポーザル方式審査基準」の項目に沿って記載すること。
※プレゼンテーションでは、提案する空間デザインや遊具に至った理由、また選定した遊具等を活用してどのような施設運営や効果を想定しているか説明すること
- イ 提出書類は（別添2）「企画提案提出書類一覧」のとおりとする。

(2) 見積書（様式9）・内訳書（自由様式）の作成について

- ア 本業務を受託した場合の見積書を作成すること。内訳として「はぐはぐひろば」、「プレイパークエリア」の別を明記すること。
運搬設置費・消費税の他、委託業務を履行する関連諸経費全てを含み、数量・単位・単価等、内訳を明記すること。
※屋外遊具の設置に係る（仮称）造園土木工事費用は、本業務委託の見積額には含まれないことに留意すること（下記(3)）
- イ 見積額は、本要領3(3)に記載の予定金額（上限金額）を超えることはできない。予定金額を超えた場合は失格とみなす。

(3) 屋外遊具の設置に係る（仮称）造園土木工事費用の想定見積書（様式10）

仕様書1(5)に記載のとおり、遊具設置に必要な基礎及び遊具周辺の下地仕上げ工事については、提案内容を踏まえて柏市が別途発注する（仮称）造園土木工事に含めることとしているが、当該土木工事は提案内容と密接に関わることから、提案内容を実現するためには必要な（仮称）造園土木工事に係る費用を指定様式10のとおり積算すること。

なお、本積算数値は本要領3(3)に記載の予定金額（上限金額）には含めず、柏市が別途発注予定の（仮称）造園土木工事の規模感を把握するためのみに活用する。

(4) 部数

紙媒体で8部（正本1部 副本7部）を提出するものとする。ただし、印が必要となるものについては、正本に原本とし、副本は写しで可とする。なお、各書類の作成にあたり（別添2）「企画提案提出書類一覧」を確認すること。

(5) 提出期限及び方法

ア 持参の場合

令和8年1月27日 午後5時まで

柏市こども部こども相談センター開設準備担当窓口（ウェルネス柏3階）

イ 郵送の場合

令和8年1月27日 必着

郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 小倉宛て

ウ 送付した際は、事務局（04-7128-5290）に電話すること。

エ 持参、郵送に関わらず、提案書の電子データを令和8年1月27日までに次のメールアドレス宛に送信すること。

メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

10 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年2月3日（予定）

(2) 場所

ウェルネス柏4階 研修室（予定）

(3) 実施時間

50分以内とする（目安：説明30分+質疑20分、セッティング・撤去に係る時間も含む）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め4名以内とする。

(5) 貸出物品

机・椅子・プロジェクター（HDMI）・スクリーンとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(6) 方法

ア 開始時間及び説明順位は、本市がくじ引きにより決定し、令和8年1月28日までにメールにて連絡する。

イ 説明資料は企画提案書中のものとし、プレゼンテーション用の追加提出は認めない。

(7) その他

企画提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合において、最優秀提案者として適当でないと認められるときには、最優秀提案者として選定しないことがある。

11 審査基準

（別添1）「（仮称）柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託プロポーザル方式審査基準」を参照すること。

12 審査方法及び選定方法

（1）審査方法

ア 最優秀提案者の選定は、柏市プロポーザル方式選定委員会（（仮称）柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託）における、プレゼンテーション審査によるものとする。

イ 審査は、選定委員1人、150点を満点として以下の基準で評価し、総合的に判断する。

・価格評価 15点（見積金額）

・機能評価 135点

（2）選定方法

総合評価点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

総合評価点数が最も高い者が2者以上ある時は、機能評価点評価項目1及び2の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とし、さらに同じ場合は、選定委員長の評価点数が最も高い者を最優秀提案者とする。

（3）最優秀提案者の繰上げ

審査後、最優秀提案者が失格となった場合又は辞退をした場合は、審査結果が上位の次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。

13 プロポーザル方式結果通知及び公表

（1）プロポーザル方式結果は、令和8年2月5日までに、参加した業者に対しメールにて通知する（メールでの通知後、別途書面発送する）。

（2）プロポーザル方式結果は、（1）の結果通知日以降、柏市オフィシャルウェブサイトで公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については応じない。

14 契約手続き

（1）最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案者と随意契約を締結する。なお、本プロポーザルにおいて提案者が提案した業務実施体制を満たす見込みがないと柏市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。

（2）本案件に参加した者を下請負業者（2次、3次等の下請負業者を含む。）としてはならない。ただし、特殊な技術を必要とする場合、緊急性がある場合、時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる場合等の特別の理由がある場合で、本市の承諾を得た場合を除く。

15 留意事項

（1）提出書類及びプレゼンテーションについて

ア 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。なお、提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽等が含まれるときは、提案書等の提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

イ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象とする。

ウ 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

(2) 提案者が失格となる場合

ア 参加資格要件を1つでも満たさないことが判明したとき。

イ 見積書の金額と、見積金額内訳書の総額（税込）が一致しないとき。

ウ 見積金額が本要領（3(3)）の予定金額を上回っているとき。

エ 異なる提案を複数提出したとき。

オ 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

カ 提出書類に記載すべき内容の記載がなかったとき。

キ 企画提案書の提出期限を経過しても提出がないとき、又は企画提案書を提出した者がプレゼンテーション審査に出席しなかったとき。

ク その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。

(3) その他

ア このプロポーザルに参加しなかった場合や、参加意思表明の後、審査結果通知の前までに辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

イ 交通渋滞・通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延・運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。

16 お問い合わせ等

(1) 担当部署

こども部こども相談センター 開設準備担当 小倉

(2) 連絡先

〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階

電話番号：04-7128-5290（直通）

Eメールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

(3) 受付時間

受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(別添1)

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託
プロポーザル(公募型) 方式審査基準

1 趣旨

この基準は、(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託に関するプロポーザル方式に対する提案を審査し、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するためには必要な事項を定めるものである。

2 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者の決定については、本基準に基づくものとする。

3 評価対象

- (1) 評価方法は、価格評価及び機能評価(屋内外)による総合評価とする。
- (2) 価格評価は、見積金額を評価して採点する。
- (3) 機能評価は、遊具等の性能やそれらを用いた空間づくり、メンテナンス性等を評価して採点する。

4 評価方法

(1) 評価方法

以下の総合評価基準により、総合評価点数を決定する。

・総合評価点数=価格評価点+機能評価点

・価格評価点の満点は15点、機能評価点の満点は135点とし、合計点数(=総合評価点数)の満点は150点とする。

(2) 価格評価点【満点：15点】

価格評価の採点基準は、次のとおりとする。

項目番	項目名	配点	審査のポイント・視点
1	見積金額	15点	予算(予定金額)上限に対する割合が1%減額となる毎に3点※小数点以下は切り下げ

(3) 機能評価点 【満点：135点】機能評価の採点基準は、次のとおりとする。

評価項目番	評価項目	評価基準	配点
1	主旨理解度	提案は、本プロポーザルの目的や概要、また本施設や遊具設置エリアの機能等を理解した内容になっているか。	10
2	空間デザイン	空間デザインは、施設の外観や内装等との調和がとれ、屋内外の遊具設置エリアの一体性や連動性を図れているか。	10
		空間デザインは、施設や敷地内の導線や利便性を考慮されているか。発達等の障害児にも利用しやすい空間や色合いになっているか。	10
3	遊具等選定	屋内の遊具・内装は、エリアの目的や対象等を理解したうえ、適切な種類や数が提案されているか。	10
		屋外の遊具は、エリアの目的や対象等を理解したうえ、適切な種類や数が提案されているか。	10
		屋内外のエリアを通して、様々な年齢の子どもが利用しやすく、成長や発育を促されうる遊具の選定や構成になっているか。	10
		障害児を含めて、誰もが利用しやすい魅力的なインクルーシブに配慮した遊具の選定や構成が含まれているか。	10
4	遊具の配置や導線	屋内の遊具設置エリア内は、すべての乳児や幼児が安全に利用できる設えとなっているか。遊具は配置や導線を含めて適切な提案であるか。	10
		屋外の遊具設置エリア内は、すべての幼児から小学校低学年程度の児童が安全に利用できる遊具が、安全に配慮された配置や導線で設置されているか。	10
5	安全対策	遊具本体やその設置については、安全性が十分担保されたものであるか。	10
		子どもの予期せぬ遊び方等に配慮し、落下や挟み込みなどが生じぬような特段の安全対策がなされているか。	5
6	維持管理	耐久性のある材料を使用しているなど、壊れにくさや耐用年数、衛生管理に配慮された提案であるか。	5
		日常の点検及び軽微な修繕を容易に行うことができるか。また補修や部材等の交換を要する際に迅速に対処が可能か。	5
7	企画提案	開設後の施設運営において、障害の有無に関わらず、すべての子どもの遊具利用を促進したり、また施設の目的に寄与する遊具の活用、親子が安全・快適に過ごせる内装等、積極的な追加提案又は独自提案があるか。	15
8	実現性	現地条件等を踏まえた実施スケジュールであり、実施体制も踏まえて実現可能性に支障がないか。	5

5 評価者

- (1) 価格評価について、選定委員の同意を得る。
- (2) 機能評価点については、選定委員が採点する。なお、選定委員が出席できない場合は、原則として代理は認めず出席委員の評価による。

(別添2)

企画提案提出書類一覧

項目番	項目名	様式	様式の指定等	留意事項
1	企画提案書	様式8 自由様式	A4縦 両面10ページ（5枚）以内	・（別添1）「（仮称）柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託プロポーザル（公募型）方式審査基準」4(3)に沿って提案すること。
2	概要図	自由様式	A3横 片面1枚	・全体のイメージ図 ・仕様書第1(5)に沿って作成すること
3	配置図	自由様式	A3横 片面2枚	・屋内及び屋外ごとに1枚ずつ作成すること。
4	構造図	自由様式	A4横 片面1枚	・遊具・設え等のイメージ、材質、寸法等をそれぞれ詳細に作成すること。
5	遊具の維持管理に関する調書	自由様式	A4横 片面1枚 項番4の裏面に記載すること	・遊具ごとに次の内容を提案すること。 ①劣化の低減（耐久・耐食性） ②長寿命化（ランニングコスト、維持点検費、耐用年数、保証期間）に配慮した部材の使用 ③交換部品等の迅速かつ容易な調達、修繕の容易性（材質・構造）等のメンテナンス性 ④衛生管理に対する提案 ⑤設置後10年間の維持管理計画（交換・取り換える部材、時期、費用等）
6	スケジュール	自由様式	A3横 片面1枚	・実施する各ステップについてスケジュールを明確に示すこと。 ・提示するスケジュールは実現可能なものとすること。 ・本市との役割分担を明示すること。 ・屋内で発生する作業は、施設の竣工後を基本とし、建設工事施工事業者及び発注者と協議の上、実施すること。 ・屋外で発生する作業は、新築工事施工事業者、（仮称）造園土木工事業者（別途発注）及び発注者と協議の上、実施すること。
7	業務実施体制表	様式11	A4縦 片面1枚	・担当組織図等、本業務に関わる人員及び役割がわかるもの

注 提出書類中自由様式のものについては、表中の「項目番」及び「項目名」を必ず表示すること。